

平成 1 8 年

高 松 市 教 育 委 員 会 1 2 月 定 例 会

会 議 録 ( 抄 本 )

1 2 月 2 1 日 ( 木 ) 開 会

1 2 月 2 1 日 ( 木 ) 閉 会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
	岡	義	博
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
教育部次長 総務課長事務取扱	松	木	健吉
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
学校教育課長	上	原	直行
社会教育課長	川	田	喜義
総務課長補佐	白	井	健司
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	馬場和子		
事務局担当書記	谷本泰洋		

【特記事項】 傍聴人なし

## 議 事 日 程（ 1 2 月 定 例 会 ）

日程第 1 1 1 月定例会会議録承認について

日程第 2 報告事項

1 平成 1 8 年第 5 回高松市議会定例会について

2 2 0 0 7 年高松市成人式の開催について

日程第 3 議案第 61 号 高松市文化芸術ホール条例施行規則の一部改正について

日程第 4 質疑事項

【平成18年12月21日(木) 議事内容】

---

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に馬場委員を指名。

日程第1 11月定例会会議録承認について

委員長が、11月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第2 報告事項

報告事項1 「平成18年第5回高松市議会定例会について」

教育部長および文化部次長から、平成18年第5回高松市議会定例会における教育委員会関係の質問および答弁等について説明。

< 質疑 >

委員 四国遍路文化のユネスコ世界遺産への登録に関する質問について、「世界遺産暫定一覧表への追加提案は、香川県が中心となり」と答弁中にありますが、先日、四国4県の知事が、共同で文化庁に提案を行ったと報道されていたのは、このことなのでしょう。

文化部次長 そうです。

委員 暫定ということは、この提案が受理されたとしても、一度に登録まで進んでしまうわけではないということでしょうか。

文化部次長 世界遺産に登録されるためには、まず、それぞれの国内で世界遺産暫定一覧表に掲載されることが第一段階となります。その後、各国が自国の一覧表の中からユネスコに推薦を行う手順となっており、ユネスコに認められるまでには、過去の例で、早いもので4年、時間がかかったものになると十数年というものもあります。ですから、世界遺産に登録されるまでのハードルはかなり高く、また長いものであると思います。

委員 栗林小学校と花園小学校の校区修正に関する質問についてですが、先日の

教育委員会定例会では、平成19年4月から校区修正を実施するという議案は撤回となりましたが、その件に関する新聞報道等を見て、校区修正自体が撤回となったという誤解をされた方がいるのではないかと危惧しています。高松市議会では、この撤回ということが、どのように理解されているのでしょうか。

教育部長 全面撤回と誤解されることを最も心配していましたので、市議会に対しても、機会があるごとに説明をしてきています。現在の情勢では平成19年4月からの実施は困難であり、平成18年3月教育委員会定例会でお諮りしていた平成19年4月から校区修正を実施するという議案が保留になっていましたので、その議案については撤回するという説明をしており、今議会でも「平成19年4月実施の校区修正議案については、一旦、撤回することとした」と答弁しております。

委員 学校運営協議会制度の導入についてですが、この制度が導入されると定期的に会議が開催されることになり、学校評議員制度とは違ったものになると思います。その場合、学校評議員は、学校運営協議会の委員を兼ねることができるのでしょうか。それとも全く別の組織とするのでしょうか。

学校教育課長 学校運営協議会の委員であれば、学校に対して意見を述べたり、学校運営について協議会で議決を行うこともありますので、学校評議員制度とは別の組織という解釈でよいと思います。

委員 以前、学校評議員制度が導入される際、既に学校運営協議会が取り入れられている学校では、学校評議員と学校運営協議会の委員を兼ねることができるという記述を目にした記憶があるのですが、そこで言われていた学校運営協議会と、今回の質問に上がっている学校運営協議会とは別のものということでしょうか。

学校教育課長 組織としては、別のものであると思います。

委員 学校評議員制度は、協議会のように全員が集まる会議を開催しなくても、それぞれの評議員の方に学校へ来ていただいて、御意見を伺うものであると思います。しかし、協議会のように年2回会議を開催する学校もあるという話も聞くこともあるのですが、実際、学校現場では、どのような形になっているのでしょうか。

学校教育課長 多くの学校では、いろいろな機会に学校に寄っていただいて、学校の状況を見ていただきながら意見を伺うことが多いと思いますが、必要に応じて学校に集合していただくなど、各学校によっていろいろなやり方をしています。

委員 いじめの問題ですが、昔とは違った複雑な問題が出てきている中、学校現

場とともに教育委員会も責任を問われ、記者会見を行っている姿をよく見かけます。今回の教育長答弁では、「教育委員会定例会において、いじめの状況や取組みの内容、国の動向等を十分説明しておりまして、今後とも、教育委員に、適宜、報告し、各委員から、それぞれの専門的立場に立った御意見をいただくなど、適切に対応してまいりたい」とあるように、私自身、この問題について、きちんとした理解をしていかなければならないと思っています。いじめへの対応は、教育再生会議の委員間でも意見が分かれており、いじめる側の生徒を出席停止にするという意見もあれば、それに反対する委員もいます。それぞれがいろいろな考えを持っていて、混沌とした時ではありますが、自己反省の意味を込めて、さらに勉強していかなければならないと思っています。

教 育 長 文部科学省でも、平成18年度補正予算を組んで、いじめに対するカウンセラーの強化を行うことが新聞報道されてきました。これにより小学校5年生から中学校2年生までの全児童・生徒、約480万人に対して、来年2、3月に集中して緊急のカウンセリングを実施することとなります。また、今日、来年度予算についての報道もされていましたが、19年度において、いじめ問題への対応を強化する目的で、24時間対応のいじめ相談窓口の開設や学校カウンセラーの拡充に文部科学省も取り組んでいくことが書かれていました。文部科学省としても、素早い対応をしていると思います。

委 員 普段から子どもに関わっていない方が相談に乗ることに効果はあるのでしょうか。学級担任ではできないという理由で、このような対応が採られるのでしょうか。

学校教育課長 基本的には、学級担任が子どもの悩みを聞くことが第一であると思いますが、人間関係等もあり、思ったようにいかない場合もあると思います。それぞれの学校に、臨床心理士の資格を持った方をスクールカウンセラーとして配置しておりますが、そのような方々に専門的に相談に乗ってもらうことを意図しており、国もそのような面での充実を図る目的で、予算計上しているようです。学級担任だけでは、どうしても対応できないような部分に対して、スクールカウンセラーの方に側面から支援していただき、子どもにいろいろなところから関わっていくことによって、網の目を細かくした対応をしていきたいと考えています。

委 員 専門的な勉強をしたスクールカウンセラーの方に、専門的な立場から学級

担任を補ってもらおうということですね。スクールカウンセラーの配置によって成果が上がっているということで、文部科学省もこのような対応をするのでしょうか。

学校教育課長 成果は上がっていると考えています。

委員 子どもは、毎日顔を合わせる学級担任には言えなかったとしても、知らない人に対して真実を言うこともあると考えられます。

学校教育課長 学校現場では、養護教諭がスクールカウンセラー的な役割を果たしていることが多く、子どもの気持ちを聴く大きな相談窓口となっています。

委員 保健室で子どもが悩みを打ち明けるといことは以前からもあったことだと思いますし、これらの対策を行うことによって良い成果が出てほしいと思っています。

委員 高松市では、最近のいじめ調査を行ったのはいつ頃でしょうか。また、調査方法は、どのようなものだったのでしょうか。例えば、各学校に照会し、学校長が各学級担任に確認するような教師レベルだけのものだったのでしょうか。あるいは、児童・生徒や保護者にまで確認するものだったのでしょうか。

学校教育課長 いじめが問題となった時、高松市教育委員会でも独自に、文部科学省の定めるいじめの定義によらず、子どもがいじめられていると感じる状況について各学校に調査を行いました。それまでも学校では、子どもにアンケートを実施したり、いじめられていることを自己申告してもらうことで、状況の把握をしておりました。各学校で解決できたものも多かったのですが、従来、学校で解決できないいじめについては、教育委員会では把握をしておりませんでした。今回の調査では、学校で解決できたものでも、いじめと捉えられたものについては報告するようにしましたので、件数としては大きく膨れ上がったものとなっています。それでも、子どもがアンケート等に答えないで心に秘めているものは、発見できにくい部分がありますが、子どもの訴え、保護者の訴え、アンケート等による訴えと広く網を張って調査を行いました。

委員 報告された中で、問題があると認識されたものに対し、教育委員会として、どのような対応を行うかという手順等は決められているのでしょうか。

学校教育課長 解決できたとされるものについても、再び発生する恐れがありますので、学校で継続して様子を見るようにしています。解決できていないものについては、教育委員会も状況把握に努め、必要な場合は教育委員会の担当者が相談に乗り、

重度のものについては学校現場に出向き、当事者や保護者と面談することもあります。

委員 実際には、当事者や保護者と面談することもあったのでしょうか。

学校教育課長 何件かありました。実際に教育委員会に来られた方もおりましたし、電話等での相談もあります。そのような場合、個別に教育委員会の担当者が対応しています。多くの問題は学校で対応できておりますが、度重なって重度なものとなってしまった場合、学校側も今後の対応策について教育委員会に相談に来ています。学校としても、教育委員会だけでなく、先ほどのスクールカウンセラーや、他の関係機関に相談するなどしており、学校だけで抱え込まないようにすることは、常日頃から話をしています。

委員 心に秘められて把握できていない数字もあるということですが、そのことを察知する良い考えはないのでしょうか。

学校教育課長 やはり、教職員がアンテナを張りめぐらして子どもの変容を敏感に感じ取り、アクションを起こすしかないのではないかと思います。

委員 スクールカウンセラーのもとにどのような相談が寄せられているかということは、プライバシーの問題もあると思いますし、カウンセラーから相談内容が流れてしまうのでは、相談者もいなくなってしまうと思いますので、難しい面があると思いますが、内容等の把握はできているのでしょうか。

学校教育課長 個別の具体的な内容までは把握しておりませんが、概略的なものについては報告してもらっています。

委員 スクールカウンセラーが問題意識を抱いた場合、どのようにして解決していくのでしょうか。子どもをカウンセリングする以外に解決方法は無いのでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーの専門的立場から指導、助言をしていただくということで、子どもだけでなく、保護者や教職員にも指導をしていただくこともあります。

委員 保護者や教職員にアクションを起こし、対応を考えるということもあり得るのでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーは、子どもだけではなく教職員からの相談を受けることも多く、保護者の方も相談に来られています。

委員 そのような中から重大事案に発展したものはあったのでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーへの相談から重大事案となったものは、今のところはあります。

委員 教育委員会に相談があったものは、解決に向かっていると考えてよろしいのでしょうか。

学校教育課長 完全に解決とまでは至っていないものも何件かありますが、対応を続け、良い方向に持っていきたいと考えています。

教育部長 小学校の発生件数は、平成15年度が10件、16年度が23件、17年度が11件、18年度は、11月21日現在で151件、中学校では、平成15年度が55件、16年度が61件、17年度が90件、18年度は、11月21日現在で195件と、平成18年度において急増していますが、このことは、先ほどの学校教育課長の説明にありましたように、文部科学省が定める定義を超えて、本人がいじめられたと感じるものまで含めた調査を行った結果であります。最も多いものが冷やかしかからかい、次いで仲間はずれ、言葉での脅しや暴力などがあります。

発見のきっかけとしては、保護者からの訴え、次いでいじめられた児童・生徒からの訴え、その次が担任の教師の発見の順になっており、子どもの訴えを聞いたり、家庭での子どもの様子から感じ取った保護者から学校への連絡によって発見されることが、最も多くなっています。18年度は小中学校合わせて346件と大きな数字となっていますが、すでに調査の時点で解消されたと捉えられているものが260件ほど含まれており、7割5分は解消されています。また、継続して指導しているものの中には、ほとんど解消されてはいるが、状況を継続して見守る必要があるものも案件に含まれています。

委員 数字だけを見て、急にいじめが増えたとは思えないほうがいいということですね。職員トイレを別に設置するのではなく、児童・生徒と同じものを使用することもいいのではないのでしょうか。トイレを現場にしたいじめも多いと思いますので、少しでもいじめを見つけられる機会が増えればよいと思います。いじめを見つけるためには、常に至るところに目を光らせていなければならず、現場の先生方も授業や教材の準備だけでも忙しく大変であると思います。ですが、子どもたち一人ひとりの人権を考えて、いじめを減らしていけるよう現場の先生だけでなく、みんなで力を合わせていきたいと思います。よろしくお願いします。

委員 医学の世界では、症例検討ということを盛んに行っているのですが、様々ないじめの事例の中で、指導によってうまく解決に至った事例や、解決が困難であった事例などの典型的事例の検討会を行い、そこで話し合われた結果を利用して、指導していくことができればよいのではないかと思います。

学校教育課長 そのことに関連することを議会でも答弁しておりますが、1月をめぐりに指導の手引書等を教育委員会でも作成することを考えています。

委員 食育に関する答弁の中で、「南国市の西森氏を講師に招き、講演会を開催」や「教職員を南国市に派遣」とありますが、この西森氏とは、どのような方でしょうか。また、南国市は食育に関してどのように進んでいるのでしょうか。

教育長 西森氏は、南国市の教育長を務められている方です。

学校教育課長 合併前の国分寺町では、南国市と同じく「ふるさと給食」に取り組んでおり、合併後も継続して事業を実施しているということを、答弁しています。

委員 ニート対策に係る質問の答弁において、「市民提案型の子どもわくわく体験支援事業や、中学校での職場体験学習、また、中・高校生を対象とした保育体験学習」を実施しているとありますが、具体的な内容を教えてください。

社会教育課長 子どもわくわく体験支援事業とは、市民提案型とあるように、いろいろな市民団体から、例えば「緑を観察する」などのような企画が提案され、自主的な運営で体験活動を実施してもらうものであり、高松市からは補助金を支出して支援する事業であります。

委員 子どもわくわく体験支援事業は、職業とは直接的な関係はないということでしょうか。

社会教育課長 これは、子どもにいろいろな体験をしてもらうということを目的としており、市が主導で行うのではなく、市民の方に企画を提案、実施していただくものです。中学校での職場体験学習は、授業の中で中学生が様々な職場を訪れて体験活動を行うものであり、保育体験学習は、中・高校生が保育所を訪れて子どもたちに接してもらうものです。

教育長 保育体験学習は、以前、私が母子児童課に在籍していたとき、子育て支援計画を作成した際に考えたもので、初めは、夏休みを利用して光洋中学校の生徒に松島保育所を訪問してもらい、ミルクの与え方やおむつ交換、子どもと遊ぶなど保育士の仕事を体験してもらうものでしたが、現在では、この体験学習がかなり広

がってきているようです。

委員 私が以前に見たものは、中学生と幼稚園児の交流ですが、3人の生徒が上手に幼児と接していたのを覚えています。生徒も幼児と接することでいろいろと考えることがあると思いますので、素晴らしいことだと思います。

教育長 ただ保育を体験するだけでなく、少子化対策の一環として、将来、結婚して子どもを持ちたいという気持ちを持ってもらい、幸せな家庭を築いてほしいと思ってもらえるようなことも考えて、このような保育体験が始められました。

委員 図書館でも職場体験に来ている中学生を見かけるのですが、本当に上手に対応してくれています。

委員 新設統合第一小・中学校で実施される新設教科の「キャリア教育」の具体的なカリキュラムはできているのでしょうか。

学校教育課長 「キャリア教育」、すなわち職業体験教育ということで、現在、関係学校の先生方でカリキュラムを作成中であり、できる限り早くまとまったものにして、開校と同時に重点的に行っていきたいと思います。現在でも、ほかの学校でも同様なことが行われていますが、それぞれがいろいろなことをしていますので、これらを体系立てた良いものを作成すれば、ほかの学校にも普及していくのではないかと考えています。

---

## 報告事項2 「2007年高松市成人式の開催について」

社会教育課長から、平成19年1月8日に開催される2007年高松市成人式の開催内容等について説明。

< 質疑 >

教育長 記念講演をされる山本文子さんについて、もう少し説明をしてください。

社会教育課長 NPO法人いのちの応援舎の理事長を務められており、春日町の「ぼっこ助産院」で助産師もされていらっしゃるようです。

文化部長 元々は、高松通信病院で助産師をされており、NHKなどの特集番組に出演するなどメディアでもよく取り上げられている方で、全国的に講演活動もされていらっしゃるようです。

教 育 長 今年の参加者数は、約2,800人を見込んでいるのですが、昨年より会場を広げる予定にしています。

社会教育課長 これまでの会場に加えて、国際会議場も式典会場として使用します。これで会場は、サンポートホール高松の大ホール、第1・第2小ホール、1階にある香川県の展示場およびタワー塔6階の国際会議場になります。また、対象者数は、合併等による人口増加のため、昨年より約800人多くなっており、そのようなことも踏まえて、新たに国際会議場を使用することとなりました。

委 員 毎年素晴らしいテーマが掲げられていますが、新成人が考えたものでしょうか。

社会教育課長 そうです。新成人を中心とした運営スタッフによって、テーマや開催内容が考えられています。

---

委員長が、日程第3について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを、各委員に諮り、非公開とすることに決する。

---

#### 日程第3 議案第61号

議案第61号 「高松市文化芸術ホール条例施行規則の一部改正について」

< 非公開審議，内容不記載 >

---

#### 日程第4 質疑事項

学校教育課長から、平成18年12月4日に首相官邸で開催された構造改革特別区域計画認定書授与式において、安倍内閣総理大臣から増田市長へ高松市小中一貫教育特区の認定書が授与されたことについて説明。

学校教育課長から、高松市立小学校教諭の自動車運転免許更新手続きを怠ったことによる無免許運転に関し、所属校長に対して文書訓告を行うことについて報告。

午後3時30分 閉会

---

#### 議決事項

「高松市文化芸術ホール条例施行規則の一部改正について」